

ひとり親弁護士相談のご案内

ひとり親家庭及び離婚を考慮されている子育て家庭における、養育費や面会交流、親権といった子どもの養育に関する様々な問題等について、弁護士による無料の法律相談をオンライン（Zoom）で実施し、諸問題の解決につなげます。

対象者

安芸高田市内に住所があり、20歳未満の子どもを養育する、ひとり親家庭及び離婚を考慮されている子育て家庭の父母

相談内容 ※既に弁護士に依頼中のもの、裁判所において係争中のものを除きます。

- ・離婚に関すること
- ・子どもの親権に関すること
- ・養育費や面会交流の取り決め、支払いの履行に関すること
- ・その他、離婚前後の親と子どもの支援に関し必要なこと



相談費用 無料

相談時間 45分

相談場所 安芸高田市役所

申込方法 子育て支援課へお電話で申し込みください。電話 0826-47-1283

申込から相談までの流れ

事前相談

子育て支援課へお電話ください。相談内容を確認するために、お時間をいただきます。

- 【お聞きすること】
- ・相談者の氏名、住所、家族構成
 - ・相手方の氏名、住所
 - ・相談の内容
 - ・相談希望の日にち、時間
 - ・昼間に連絡が取れる電話番号
 - ・母子父子自立支援員の同席の希望

日程等連絡

希望の日時で調整後、ご連絡します。

- 【お伝えすること】
- ・相談の日にち、開始時間
 - ・相談場所
 - ・注意事項

相談

相談時間45分。オンライン（Zoom）で行います。

概ね15分前にはお越しいただき、説明の後、相談となります。

相談内容をまとめたものや、必要だと思われる資料があれば、当日お持ちください。

※引き続き相談を希望され、法テラスの制度が利用できる方は、さらに無料で3回の相談が可能です。当日相談の際に希望をお知らせください。（別の手続きとなり、市が実施するものではありません。）
※キャンセルは前日（休日を挟む場合、直前の平日）まで可能です。お早めにお電話ください。